

ア カルバペネム耐性腸内細菌目細菌(CRE)

検査方法	検査材料
<p>分離・同定による腸内細菌目細菌の検出かつ、次のいずれかを満たすことを確認</p> <p>ア メロペネムのM I Cが2 μg/mL以上であること、又はメロペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円直径が22mm以下であること</p> <p>イ 薬剤感受性試験の結果が上記、アを満たさない場合であっても、イムノクロマト法によるカルバペネマーゼ産生、又はカルバペネマーゼ遺伝子が確認されること</p>	<p>血液、腹水、胸水、髄液その他の通常無菌的であるべき検体</p>
<p>分離・同定による腸内細菌目細菌の検出かつ分離菌が感染症の起因菌と判定されることに加え、次のいずれかを満たすことを確認</p> <p>ア メロペネムのM I Cが2 μg/mL以上であること、又はメロペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円直径が22mm以下であること</p> <p>イ 薬剤感受性試験の結果が上記、アを満たさない場合であっても、イムノクロマト法によるカルバペネマーゼ産生、又はカルバペネマーゼ遺伝子が確認されること</p>	<p>喀痰、膿、尿その他の通常無菌的ではない検体</p>

イ バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌(VRSA)

検査方法	検査材料
<p>分離・同定による黄色ブドウ球菌の検出かつ分離菌に対するバンコマイシンのM I C値が16 μg/mL以上</p>	<p>血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常無菌的であるべき検体</p>
<p>分離・同定による黄色ブドウ球菌の検出、かつ分離菌に対するバンコマイシンのM I C値が16 μg/mL以上、かつ分離菌が感染症の起因菌であるとの判定。</p>	<p>喀痰、膿、尿、その他の通常無菌的ではない検体</p>

ウ 多剤耐性緑膿菌(MDRP)

検査方法	検査材料
<p>分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たした場合</p> <p>ア イミペネムのM I Cが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下、もしくは、メロペネムのM I Cが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下</p> <p>イ アミカシンのM I Cが32 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が16mm以下</p> <p>ウ シプロフロキサシンのM I Cが2 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が18mm以下、もしくは、レボフロキサシンのM I Cが4 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下</p>	<p>血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常無菌的であるべき検体</p>
<p>分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たし、かつ、分離菌が感染症の起因菌と判定された場合</p> <p>ア イミペネムのM I Cが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下、もしくは、メロペネムのM I Cが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下</p> <p>イ アミカシンのM I Cが32 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が16mm以下</p> <p>ウ シプロフロキサシンのM I Cが2 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が18mm以下、もしくは、レボフロキサシンのM I Cが4 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下</p>	<p>喀痰、膿、尿、その他の通常無菌的ではない検体</p>

エ バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)

検査方法	検査材料
分離・同定による腸球菌の検出かつ分離菌に対するバンコマイシンのMIC値が16 µg/mL以上	血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常無菌的であるべき検体
分離・同定による腸球菌の検出かつ、分離菌に対するバンコマイシンのMIC値が16 µg/mL以上、かつ分離菌が感染症の起原菌と判定された場合	喀痰、膿、尿、その他の通常無菌的ではない検体

オ 薬剤耐性アシネトバクター(MDRA)

検査方法	検査材料
分離・同定によるアシネトバクター属菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たした場合 ア イミペネムのMIC値が16 µg/mL以上又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC値が32 µg/mL以上又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が16mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC値が4 µg/mL以上又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下	血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常無菌的であるべき検体
分離・同定によるアシネトバクター属菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たし、かつ、分離菌が感染症の起原菌と判定された場合 ア イミペネムのMIC値が16 µg/mL以上又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC値が32 µg/mL以上又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が16mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC値が4 µg/mL以上又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下	喀痰、膿、尿、その他の通常無菌的ではない検体

(※) イミペネム以外のカルバペネム系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。また、シプロフロキサシン以外のフルオロキノロン系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性が得られた場合も判断基準のウを満たすものとする。シプロフロキサシンによる検査と、その他のフルオロキノロン系薬剤による試験を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のウを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。